

組合は 働きやすい職場と まともな賃金・権利を めざして活動しています

臨時講師の労働条件は低い

学校教育は、正規雇用の教職員はもとより、臨時講師や非常勤講師などの献身的な努力で成り立っています。ところが、正規と同等の仕事をしていても、臨時講師の労働条件は正規に比べ、低く抑えられています。

組合のとりくみが成果を上げています

滋賀高教組は、臨時講師の待遇改善を毎年、県教育委員会に要求し、連続して労働条件を改善させてきました。

2011年度には、「私傷病特別休暇」を年間5日から30日へと大幅改善させることができました。

2012年度には、「賃金の上限アップ」が実現。臨時講師は11年目からは昇級がストップし、その後は何年勤めても同じ給料でした。その給料の上限を4号アップさせることができました。これにより、年額約10万円の賃金アップとなりました。

2013年度は、「母性保護に関する特別休暇」が改善され、有給での産休（代替あり）、特別支援学校の妊娠軽減などが取れるようになりました。

2014年度には、「年次有給休暇の繰り越し」が可能になり、「年度末に3日間の空白があっても、任用が継続していると取り扱う」という認識を、県教委が示しました。

そして、今年度とうとう「6月一時金の大幅改善」が実現しました。臨時講師の6月一時金は、前年度から引き続く任用であっても、3分の1程度に低く抑え



交渉の場で、5000余筆の署名を教育長に提出して、思いを伝えました。

られてきました。今回の改善によって、24～33万円も大幅アップしました。これは特筆すべき成果であり、現場で懸命に働く多くの臨時講師の励みになりました。

これらの改善は、毎年5000筆もの署名を提出し続けてきたことや、臨時講師も交渉に参加して県教委に対して直接、思いを訴えてきたことなど、長年の組合運動があればこそ実現した成果です。

みなさんといっしょに 改善をめざします

ここ数年で臨時講師の待遇はかなり改善されましたが、まだまだ課題は残っています。ほかにも「退職金の支給」「3月31日までの任用」「採用試験の年齢制限撤廃」などの切実な要求があります。

滋高教は、みなさんといっしょに労働条件の改善をめざします。同時に、生徒・父母・教職員の思いにもとづく教育をいっしょにすすめていきましょう。

そのために、組合への加入を心から呼びかけます。なお、組合費は、月額1000円です。

あなたの加入が大きな力につながります
組合への加入を心から呼びかけます

滋賀県公立高等学校教職員組合

TEL:077-522-4965 FAX:077-522-4978

E-MAIL:sikokyo@yahoo.co.jp

大津市朝日が丘1丁目11-3 教文会館

県教育委員会との交渉で改善された臨講の労働条件

「教育に臨時はない」「同一労働・同一賃金」をスローガンに、均等待遇をめざして、改善を進めてきました

99年度実施	年休が12日から20日に 臨時の寮母・実習助手の任用が4月1日からに
03年度実施	給料の上限1号アップ（旧1-17号→旧1-18号） 結婚休暇7日が有給に
04年度実施	初任給決定のルールにより決定される号給が 1-45号給以上1-61号給以下となる場合 4号上位の号給に
05年度実施	夏季特別休暇3日→6日に（有給）
06年度実施	子の学校等行事休暇が有給に
07年度実施	子の看護等休暇が有給に
08年度実施	子の看護等休暇の対象が家族に拡大 私傷病特別休暇3日が有給に
09年度実施	私傷病特別休暇（有給）5日に拡大
10年度実施	通勤手当の一部無支給期間が支給されるように改善 採用時に雇用期間を含む勤務条件を文書で明示されるように改善
11年度実施	私傷病特別休暇 30日に拡大
12年度実施	給料の上限が4号アップ（年間約10万円の増額）
13年度実施	母性保護に関する特別休暇（産休など）の有給化
14年度実施	前年度からの年休の繰り越しが可能に 生理休暇、ボランティア休暇など5つの特休が有給に
15年度実施	6月一時金の算定基準を2ヶ月→6か月に改善（約24万～33万円の増額） [臨時実習助手・臨時寄宿舍指導員も対象]

給料（経験によって異なる） 1-21号（189,300円）～1-69号（269,700円）

Aさん(臨時講師)

夏のボーナスがやっと正規教員並みに!!

臨時講師は3月末で任用が切れるからと、続けて勤めていても4～5月の2ヶ月分しか、今まで見てくれませんでした。

6月のボーナスになるといつもゲッソリしていましたが、今年から正規教員並みに6か月分計算されることになり、本当にうれしいです!

県には、臨時講師も正規教員と同じように働いているということを理解して、待遇改善してほしいです。

◎採用時には、雇用期間を含む勤務条件を文書で示されることになっています。もし、わからないことがあれば、お気軽に職場の組合員におたずね下さい。

Cさん(臨時講師)

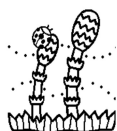
安心して年休がとれるようになりました!

腰痛などで長期の病休を取ったら、以前は「臨時講師の代替はいない」と言われ欠員になってしまうため、学校に迷惑をかけられないので退職するしかありませんでした。もしものために年休もできるだけ使わずに残っていました。でも「私傷病特休30日」になって、ふつうに年休が取れるようになりました。年休の繰り越しもできるようになり、さらに安心して働けるようになりました。

Bさん(臨時講師)

もっと給料をアップしてほしいです!

臨時講師は1級の給料なので、もともと低賃金。しかも10年で頭打ち。正規採用の28歳の人と同じ給料でストップです。何年勤めても退職金もありません。いつ任用が切られるかも毎年心配です。安心して働き続けられるように、給料をもっと上げてほしいです。



臨時講師の年休

任用 期間	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
年休 日数	2 日	3 日	5 日	7 日	8 日	10 日	12 日	13 日	15 日	17 日	18 日	20 日

※上記に加えて、前年度分の繰り越しができます